

平成30年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年7月5日(木) 午後3時50分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- | | |
|-------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 3件 |
| 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

5 開 会 午後3時50分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

6番、奥山喜和子委員

7番、浅海博行委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長

議長

葛山 議長

5番、山田芳裕班長

山田 班長

2班の現地調査の報告をいたします。

6月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について2件、農地法第5条の規定による許可申請について1件の計3件です。

2班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積165平方メートルです。

転用計画は、専用住宅用地です。

申請理由は、実家の土地・建物は継母が所有しており、申請人は継母と養子縁組をしていないため相続できないことから、自己居住用の専用住宅を建設しようとするもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として周囲をコンクリートブロック2から3段積みで囲むとともに、敷地内に雨水浸透枡を4ヶ所設置することにより、敷地外への雨水等の流出を抑制します。

農地区分は、半径1キロメートル以内に駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性として、実家の隣接地であり、所有する他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金で賄い、金融機関の残高証明書並びに融資証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われまます。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 4番、鈴木一男委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

6月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積165平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、農地の残地について、宅地完成時までには耕作できる状態にすること、許可後は速やかに着工し、完成後は工事完了報告書を提出すること、事業内容等に変更が生じた場合は、必ず事前に事務局へ相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑2筆で、面積2,693平方メートルの内1371.76平方メートルです。

転用計画は、貸車両置場用地です。

申請理由は、申請者が経営の縮小を検討していたところ、近隣の事業者より車両置場の要望があったことから貸車両置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、転圧後の砂利敷きにより自然浸透させるとともに、周囲を波板合板で囲うことにより隣接農地への流出を抑制します。

農地区分は、半径1キロメートル以内に駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性として、申請地が要望者所有地の隣接地にあるため、利便性を考慮すると、所有する他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、預金通帳により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めま。

古川 委員 議長

葛山 議長 2番、古川和昭委員

古川 委員 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

6月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積2,693平方メートルの内1371.76平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、農地の残地について、今後もしっかり耕作すること、前面道路は通学路にもなっていることから、工事期間中はもとより、施行後についても十分注意すること、許可後は速やかに着工し、完成後は工事完了報告書を提出するとともに、事業内容等に変更が生じた場合は、必ず事前に事務局へ相談するよう指導しました。

最後に、道路河川整備課より雨水対策について事前協議依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆で、面積2,148平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による太陽光発電設備用地です。

申請理由は、譲渡人は、相続により農地を取得したものの、居住地から遠く、管理状態が続いており、土地活用を検討していたところ、太陽光発電施設に適していることから、譲渡人が代表を務める法人が事業主として太陽光発電設備用地として計画をしたもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水等を自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。

農地区分は、半径約1キロメートル以内に駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性として、申請地周辺は平坦で太陽光発電施設として適しており、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書及び一部契約金として支払い済みの領収書により、確認しています。

関係法令につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に該当しますが、事業計画の認定書の写しにより認定済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないもの
と思われま

す。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

葛山 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告
いたします。

6月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審
査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,148平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、定期的な除草等を行いしっかりと管理すること、前面道路
は通学路にもなっていることから、施行後においても十分注意するとともに、
子供等が敷地内に入らないよう管理すること、許可後は速やかに着工し、工事
完了後は完了報告の提出及び地目変更をするよう指導しました。

次に、道路河川整備課より雨水対策の事前協議依頼があったこと、学校教育
課より西部小学校長への工事内容の事前説明依頼があったことを伝えました。

最後に、農地との境界に雨水抑制となるものが無いことについては、事業に
よる雨水等の敷地内浸透への影響は軽微で、隣地への流出は無いこと、また、
太陽光パネルからの反射光等による梨等の農作物への影響について、特に影響
は無いことを確認しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程
をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議の
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

葛山 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第5号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について4件の計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時10分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年7月11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 浅海博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山喜和子